

大学連携研究設備ネットワークにおける研究設備共用加速事業の審査基準について

平成29年3月9日
大学連携研究設備
ネットワーク協議会
最終改正 令和4年8月8日

1. 採択事業の決定

申請のあった大学連携研究設備ネットワーク（以下「本事業」という。）における研究設備共用加速事業（以下「加速事業」という。）について加速事業審査委員会で審査し、採否を決定する。

各事業年度の活動計画における予算額の範囲内での実施となるため、採択額は申請額に満たない場合がある。

なお、加速事業審査委員会は、必要に応じて申請者に追加資料の提出を求めることができる。

【参考：公募条件】

- (1) 申請者が所属している機関が大学連携研究設備ネットワーク協議会の構成機関であること。1件あたりの申請限度額は、2,500千円とする。なお、同一機関からの申請件数の上限は特に定めない。
- (2) 申請の目的が、次のいずれかであること。
 - 1) 本事業の予約・課金システムから予約可能な外部利用設備として登録済みの研究設備を外部利用に十分供することができるよう、安定稼働させるための点検・調整・修繕等（付随する補修や消耗品の購入を含む。）
 - 2) 未登録の研究設備を外部利用に供するため必要となるコンポーネント（研究設備に付随して使用する付属品や消耗品等）の整備（コンポーネント整備後に本事業の予約・課金システムから予約可能な外部利用設備として登録を行えるものに限る。）
 - 3) 研究設備の外部利用を促進するために有効なその他の施策

2. 審査方法

(1) 予備審査

加速事業審査委員会は、評価に先立ち、申請内容が上記の公募条件を全て満たしていることを確認し、一つでも公募条件を満たしていない申請は不採択とする。

(2) 本審査

加速事業審査委員会は、予備審査を通過した申請を対象に審査を行い、点数の合計を当該申請の得点とした上で、得点が高い順に予算の範囲内で採択する。

3. 審査基準

- (1) 申請事業の必要性、利用者のニーズを的確に捉えて申請しているか。（汎用性が高く利用頻度が高い研究設備を対象としている、あるいは他の機関で利用することが困難な特徴ある研究設備を対象とした事業であるか、等）
- (2) 申請事業の実施により、外部利用が大きく促進されることが望めるか、さらに、そのための具体的な方策・工夫が盛り込まれている
- (3) 申請事業の実施に要する経費に対し、得られる効果・便益の費用対効果が高いか。

- (4) 申請機関は、これまでに外部利用等の十分な利用実績を有しているか。利用実績が十分とはいええない場合、現実的に利用実績の向上が見込めるような説得力のある具体策が申請書に明示されているか。
上記の項目を審査し、10点満点とする。

4. 加速事業審査委員会

- (1) 加速事業審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- 一 部会幹事
 - 二 協議会委員長が指名する研究者4名程度。ただし、当該年度に加速事業申請を行っている機関に属する者は指名できないものとする。
- (2) 加速事業審査委員長は部会幹事をもって充てる。
- (3) 加速事業審査委員会の任期は1年間とする。
- (4) 加速事業審査委員会について必要な事項は別に定める。